

平成29年度 第5回全体庁議（8月10日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(1) 国民健康保険の都道府県単位化について[市民環境部]
----	---------------	--------------	-------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

平成27年5月の法改正に伴い、平成30年度から国民健康保険の運営が都道府県単位となる。
平成28年9月、平成29年1月、5月の厚生委員会に検討状況等を報告しているが、その後の動きとして、平成29年7月に国のガイドラインの改定があったほか、新たな財政支援措置の概要が公表されたことから、それに伴う検討・見直しの状況を報告するとともに、それらの見直し状況を踏まえた納付金・標準保険料率の第3回仮算定結果について、8月23日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 国のガイドライン改定に伴う、納付金・標準保険料率算定方法の検討・見直し状況
国のガイドライン改定を受け、対応の方向性が検討・見直しされた項目は次のとおり。
今後、市町村連携会議などで道と市町村の意見交換を行い、取扱が決定される見込みである。
 - 激変緩和措置の下限割合の設定
・想定以上に負担増となっている市町村があることから、国のガイドラインでは負担が減少する市町村の減少割合に下限割合を設定し、負担増となる市町村の激変緩和の財源を確保する手法が示された。
・北海道においては、上限割合を2%とする激変緩和に必要な財源を確保できていることから、下限割合の設定は行わない方向性としている。
 - 前期高齢者交付金等の精算方法
・ガイドラインでは、H28,29拠出分の精算をH30,31で行うことを求めているが、北海道においては、制度移行時の保険料負担の激変を回避するため、H30,31での精算は行わず、H32～36の5年間で精算を行うこととした。
 - 一般会計繰入金のうち財政安定化支援事業の取扱い
・交付税措置額ベースではなく、事業費ベースで繰入したものとして標準保険料率を算定することとなった。
・このことにより、標準保険料率はより低く算定されることとなった。
- 平成30年度からの新たな財政支援措置の概要
・財政調整機能の強化に800億円、保険者努力支援制度に800億円が配分されるが、都道府県に対し交付されるメニューが多いことや、都道府県単位での医療費適正化のアウトカム(実績評価)の比重を高めていくこととされているため、北海道の取組の強化が一層求められる状況となっている。
- 納付金・標準保険料率仮算定結果
・第2回仮算定では10%程度保険料負担が減少するとされていた。
・第3回仮算定結果は現時点での暫定値で、減少幅が拡大している。
・一方、所得割率が減となるものの、均等割額が上昇し、標準保険料率のままでは低所得者の負担が増加することにつながるため、帯広市における賦課割合など保険料のあり方については、今後検討が必要になる。

■ 今後のスケジュール

- < 北海道の動き >
- | | |
|----------|--|
| 平成29年8月 | 第3回仮算定結果公表 |
| 平成29年11月 | 平成30年度の納付金・標準保険料率本算定（仮係数）提示
北海道国民健康保険条例提案 |
| 平成29年内 | 事務の標準化に係る標準例提示 |
| 平成30年1月 | 平成30年度の納付金・標準保険料率本算定（本係数）提示 |
| 平成30年2月 | 北海道国保会計予算、関連条例提案 |
- < 帯広市の動き >
- | | |
|------------|---|
| 平成29年8月23日 | 厚生委員会へ報告 |
| 平成28年8月から | 第3回仮算定結果に基づく保険料・繰入金のあり方の検討
事務の標準化に係る標準例に基づく、市における事務処理・基準等の検討 |
| 平成30年3月 | 市国保会計予算、市国民健康保険条例改正提案 |
| 平成30年4月 | 新制度施行 |
- ※この間、適宜、所管委員会等で報告を行う

■ 審議結果

--

■ その他、指摘事項等

参考 北海道国保医療課ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/>